

青森県介護老人福祉施設入所指針

1 目的

この指針は介護老人福祉施設(以下「施設」という。)の入所に関する基準を明確化することにより、入所決定過程の公平性・透明性を確保するとともに、在宅生活の困難度の基準を定めることにより、介護保険法の在宅重視の理念と利用者の状態に応じた施設・居住系サービスの利用等を具現化することを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護3以上の要介護者
- (2) 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な入所(以下「特例入所」という。)が認められる要介護1又は2の者

3 入所の申込み

(1) 申込み方法

入所の申込みは、各施設で定める入所申込書に別表の入所申込者評価基準に係る意見書等を添付して原則として入所希望者又は家族等が行う。

要介護1又は2の者の入所申込みに当たっては、施設は、入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考え方を記載してもらうこととし、申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いを認めないこととする。

注 なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。

(記載例)

要介護1又は2の方が入所するためには、下記のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる項目に印を付けてください。

- 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
- 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
- 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

(2) 意見書の作成

意見書は原則として居宅介護支援事業所又は施設の介護支援専門員が作成する。

(3) 受付簿の管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。

また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録する。

4 特例入所にかかる取り扱いについて

- (1) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にあること。
 - ② 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にあること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯であること、同居家族が高齢又は病弱であること等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (2) 要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下の取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取り扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。
 - ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申し込みに当たって求めること。
 - ② ①の場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。
 - ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
 - ④ 下記5の(4)により、入所検討委員会において入所判定を行う場合、必要に応じて改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいものであること。

注 なお、被虐待高齢者等の緊急的な保護等の理由により、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）の場合にあつては、この手続きによらず、入所することが可能である。

5 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定の事項を処理するため、合議制の委員会（以下「入所検討委員会」という。）を設置する。
- (2) 入所検討委員会は次の者をもって構成する。

施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及びその他の者。

なお、その他の者としては、施設関係者以外の者の参加を求めることが望ましい。
- (3) 入所検討委員会は、施設長が招集し、原則として3ヶ月に1回、その他必要に応じて開催する。
- (4) 入所検討委員会は、別表の入所申込者評価基準により、申込者の要介護度・日常生活自立度、在宅サービスの利用率、介護者の状況等を総合的に判断し、入所の必要度合いを判定した入所判定名簿を作成するとともに、これに基づき入所の決定を行う。
- (5) 入所検討委員会は、審議の内容（4の(2)の③及び④の保険者市町村の意見を含む。）を記録し2年間は保管する。また、この記録は県又は市町村から求められた場合、これを提出する。

6 入所判定名簿の作成

(1) 作成方法

入所判定名簿は、別表の入所申込者評価基準の合計点の高い者から登載する。

(2) 作成時期

入所判定名簿は、入所検討委員会の開催に併せてその都度作成する。

7 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度辞退があった場合は受付簿から削除することができる。

8 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の決定によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

(1) 災害や事件・事故等により入所検討委員会を招集することができない場合

(2) 老人福祉法に定める措置委託による場合

(3) 入所希望者や介護者の心身の状況が悪化するなど早急に施設入所を必要とすると判断された場合

(4) 入所者が長期入院（概ね3ヶ月以上）により退所し、退院後において在宅生活が困難と判断された場合

9 適正運営

(1) 施設は、この指針に沿って、入所に関する規程等を定め、適正に入所決定を実施する。

(2) 施設は、入所に関する規程等を開示するとともに、入所希望者又はその家族に対してその内容等を説明する。

10 地域密着型介護老人福祉施設への準用

(1) 各市町村は、この指針を地域密着型介護老人福祉施設の入所指針として準用することができる。

(2) 前項の規定は、各市町村が独自に地域密着型介護老人福祉施設の入所指針を定めることを妨げるものではない。

別表（入所申込者評価基準）

1 本人の状況（50点）

(1) 要介護度・日常生活自立度（認知症） (点)

要介護度	5	4	3	2	1
評価点	50	40	20	10	0

注) 認知症（日常生活自立度判定基準におけるランクⅢ以上の者）、精神疾患等は、要介護1から3の場合であって、経済的事由、精神疾患等により認知症対応型共同生活介護が利用できない場合には15点を加算する。

2 在宅等での介護力（40点）

要介護度、経済的事由等により、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）が利用できない場合に限り次の(1)及び(2)を加算する。

(1) 在宅サービスの利用率（20点） (点)

利用率	70%以上	50%以上 70%未満	50%未満
評価点	20	10	0

注) 1 対象となるサービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護とする。

2 算出方法は、直近3ヶ月分のサービス利用表別表に基づく支給限度基準額とサービス利用額の単位の平均割合により算出する。

3 介護老人保健施設や病院に入所（入院）しており、退所（退院）後も在宅生活が困難と認められる場合は、20点とする。

(2) 介護者の状況（20点） (点)

状 況	評価点
身寄りがいないなど介護する者がいない	20
介護する者はいるが、地理的に離れている若しくは病院等に長期入院するなどの状況により事実上介護が不能	17
介護する者はいるが、要介護状態、病气療養中、障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難	15
介護する者はいるが、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	12
介護する者はいるが、複数の介護や育児を行っているなど、十分な介護が困難	10
介護する者はいるが、就業しているため、十分な介護が困難	10

(3) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護の入居者

本人の状況等から入居中の事業所において介護が困難であるため、当該事業所から施設への入所の紹介があり、施設においても当該事業所における介護が困難であると認められる場合には(1)及び(2)にかかわらず40点とする。

3 特記事項

その他介護老人福祉施設での対応が必要であると認められる合理的な事情がある場合は、各施設の委員会の判断により、その事情に応じて点数を加算することができる。

(例) 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的措置が必要な場合 等	合計で10 点を限度と する
---	----------------------

4 特例入所対象者の評価について

要介護1又は2の者については、入所申込者評価基準に係る意見書の「特例入所要件」に該当する者を評価の対象とし、その頻度等を考慮した上で入所判定を行うこと。